

地域生活圏における 社会的インパクトの可視化に関する検討会 (第1回) 事務局説明資料

国土交通省 国土政策局
総合計画課
令和8年7月21日

1. 開会挨拶
2. 地域生活圏における社会的インパクトの可視化に関する検討会について
3. 地域生活圏の考え方について
4. 本検討会の進め方について
5. 実証事業採択予定事業者について
6. 委員からの発表（畠山委員、高橋委員）
7. 本日の討議事項
8. ディスカッション
9. 閉会挨拶

国土交通省 国土政策局 審議官
天野 正治

2. 地域生活圏における社会的インパクトの可視化に関する検討会について

○開催の趣旨

国土審議会推進部会地域生活圏専門委員会において、地域生活圏の形成を促進するための施策のあり方に関して、令和7年に報告書がとりまとめられた。

そのなかで、社会性と経済性の両立を図る民間事業者等に対して、資金や人材を呼び込むための環境整備として、事業によって生まれる「社会的インパクト」を可視化する手法等を検討することが必要であるとされたことから、有識者からの助言をいただきながら地域生活圏における社会的インパクトの可視化の手法の検討等を行うことを目的として、「地域生活圏における社会的インパクトの可視化に関する検討会」を開催する。

○メンバー（敬称略、五十音順）

今田 克司：一般財団法人社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ（SIMI） 代表理事

片山 貴彦：しずおかまちづくりコンサルティング株式会社 代表取締役

神田 佑亮：呉工業高等専門学校環境都市工学分野 教授

工藤 七子：公益財団法人社会変革推進財団（SIIF） 常務理事

越 直美：三浦法律事務所 弁護士

高橋 智志：インパクトサークル株式会社 代表取締役社長CEO / 静岡大学 客員教授

鶴田 彩乃：トヨタ自動車株式会社 先進プロジェクト推進部 社会課題DeepDive 事務局リーダー

畠山 洋平：株式会社博報堂 地域共創プラットフォーム事業推進局 局長

蛭間 芳樹：株式会社日本政策投資銀行 産業・地域調査部課長 / 設備投資研究所主任研究員 / イノベーション投資部参事役

※オブザーバー：金融庁、中小企業庁、農林水産省

○会議の公開について

会議の議事は自由闊達な議論の確保の観点等から原則非公開とする。

3. 地域生活圏の考え方について

第三次国土形成計画(令和5年7月閣議決定)における「地域生活圏」のポイント

- 地方公共団体における人的、財政的な制約の拡大が懸念される中、公共性の高い生活サービスの提供を、これまでのように**行政主導のみでは限界**。**可能な限り地域づくりに貢献する民間主体に様々な活動・サービスを委ねていく民主導の官民連携による地域経営の発想への転換が必要**。
- 生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、**市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏**を形成。
- 地域の資源を最大限活用しながら地域の稼ぐ力を向上し、地域経済循環を構築することにより持続可能なサービスを提供する**先進的な取組を参考に、いわゆるローカルマネジメント法人※の創出**につなげることが必要。

※ 社会性（地域課題解決）と経済性（事業経営や地域経済の好循環）の両立を図りつつ、日常生活サービスの提供を横断的かつ長期的に担う民間の事業実施主体等。現在は、「民間の地域経営主体」という。

3. 地域生活圏の考え方について

地域の暮らしの現状

人口減少の荒波により、地域の人口・資源は縮小。暮らしの維持のためにはより一層の工夫が必要であるが…

- 地域経営は、自治体のみで行われることが多いが、財政・人的制約等が大きい。民間は参画していない。
- 各種生活サービス等が、事業主体・分野毎に実施されており、事業間の連携が図られていない。
- 地域経営が、行政区画に縛られて行われており、地域間の連携が図られていない。

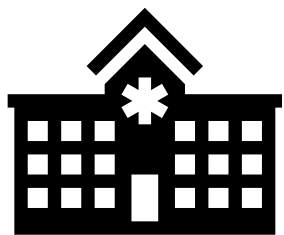
こうした官民・事業・地域の“バラバラ”状態では、
人口減少の荒波に地域が適応できず、
住民の日常の暮らしが維持できないことに…

クリニックの統廃合により、
住民の医療アクセスが悪化。
高齢者を中心に
医療難民が発生。

バス・鉄道路線の縮小
により交通空白が発生。
高齢者や学生の
移動が困難に。

農家の後継者不足により
耕作放棄地が増加。
害虫・鳥獣被害や
景観悪化が発生。

集落唯一の商店が閉店。
食料の買い物のために
車で長時間先の近隣都市
のスーパーに行く必要。



3. 地域生活圏の考え方について

人口減少下における地域づくりの力ギ ～民間の地域経営主体を中心とした「地域生活圏」の形成～

- 国土交通省では、全国の地域づくりにおけるいくつかの先進事例を視察し、以下の共通項があると分析。

- ✓ 自治体のみで行われていた地域経営に民間主体が参画。人材・情報・ノウハウ等の資源を注入。
- ✓ 当該民間主体が地域の各種事業者間の連携を促進し、シナジー効果を創出。
- ✓ 当該民間主体がハブとなって、複数自治体の連携を図り、地域間の協力・相互補完関係を構築。

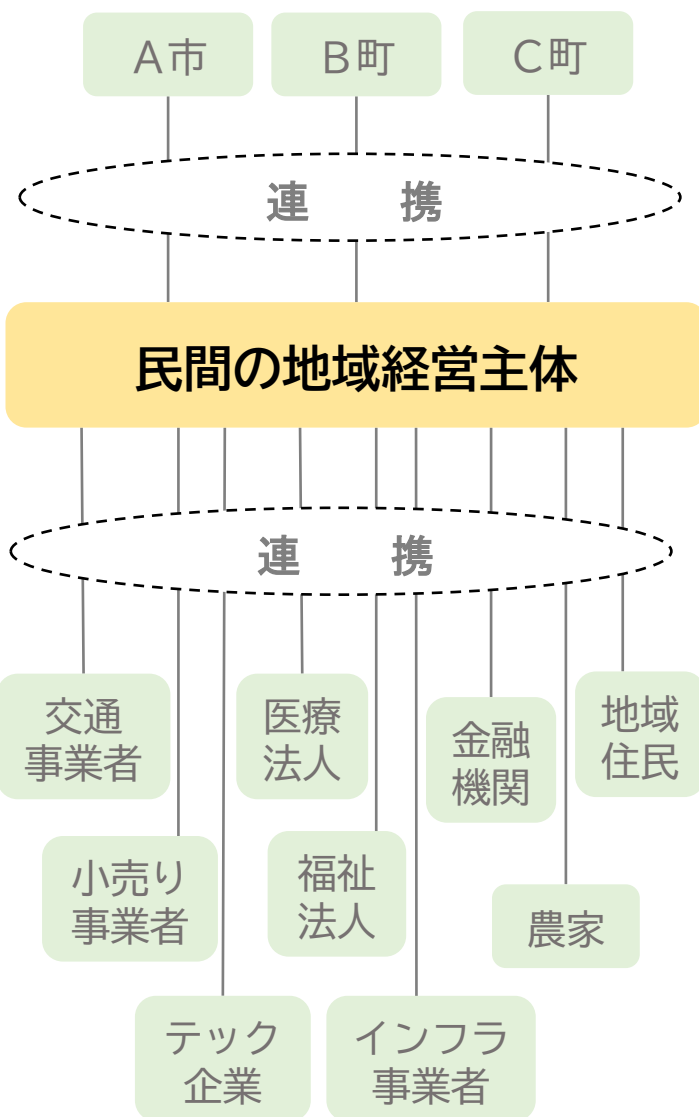
- これを踏まえ、国土交通省において、“民間の地域経営主体”の活動を支援し、「地域生活圏」の形成を促進。

自身が持つ人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、
地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う
“民間の地域経営主体”を支援

“民間の地域経営主体”を中心とする地域の取組により、
日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される
「地域生活圏」を形成

3. 地域生活圏の考え方について

地域生活圏の姿



● 例えば…

【交通】

地域経営主体の支援の下、自治体にて公共ライドシェアを導入。
地域経営主体がハブとなって、タクシー・バス事業者と調整を行い、
運行システムの共有等の協力関係を構築。
⇒ 学生や高齢者を含む地域住民の移動の足を確保。

【買い物】

地域経営主体が隣接都市のスーパーに働きかけ、小売店が不足
する集落への移動販売を導入。加えて**外部地域のITスタートアップ企業との連携**により、ドローンによる宅配事業も実施。
⇒ 集落住民の食料品の買い物が困難なく可能に。

【医療】

地域経営主体が地域の医療機関、医療機器メーカー、モビリティ企業らをつなぎ、医療機器・オンライン診療機能を搭載した専門車両による訪問診療を可能に。
⇒ 高齢者を中心とする医療難民の発生を防止。

【農業】

地域経営主体が農業法人とテック企業をつなぎ、ICT技術を導入。
宿泊業との連携も仲介し、二地域居住者を作業員として受け入れ。
⇒ 営農が効率化し、後継者不足の農家から農地を受け入れ。耕作放棄地の発生及びこれに伴う害虫・鳥獣被害や景観悪化を防止。

3. 地域生活圏の考え方について

地域生活圏の事例：那須地域（栃木県）

人口：3市町合計20.7万人（大田原市6.8万人、那須塩原市11.6万人、那須町2.4万人）【R7.1.1時点】

面積：3市町合計1,319km²（大田原市354km²、那須塩原市593km²、那須町372km²）【R8.1.1時点】

現状・課題

- 観光地・別荘地で、外部人材の流入はあるものの、その外部人材と地域とをつなぐ仕組みがなく、地域活動にコミットする関係人口化が不十分。
- 高齢化と少子化が進展し、地域全体での社会福祉や教育のあり方について対応が急務。
- 農畜産業従事者の高齢化・担い手不足が進行。空き家・空き地、農地・森林等の地域資源の維持・利活用が困難。



栃木県

取組

- 民間主導で、「**一般社団法人ナスコンバレー協議会**」を設立（2021年）。
・パートナー及び会員総数103社（2026年1月時点）（主に民間企業）、予算規模約3,000万円（会員企業が会費を拠出（企業版ふるさと納税を活用可能））。
- 対話・ワークショップ等を繰り返し、産官学民の多様な参加者と当該地域の理想の未来像（アジェンダ）を共創。
- アジェンダに基づき、地域/地域外の関係者により現在約60のプロジェクトが進行中。（2026年1月時点）



一般社団法人ナスコンバレー協議会と関係首長
（設立当時）

- 孤独・孤立対策（（一社）えんがお）
 - ✓高齢者、子ども、障害者などあらゆる人の居場所と役割づくり
 - ✓地域の空き家を積極的に活用することで、コストダウンを図りサービス提供



- 農業（（株）next agri work）
 - ✓若手米農家が、ICT技術を活用した営農マニュアルにより新規就農を支援
 - ✓耕作放棄地を活用し、農地荒廃を防止
 - ✓都会人向けの農業体験による農村関係人口の創出も目指す



R7地域生活圏形成リーディング事業での取組内容

- 地域の関係者による事業の広域展開、外部人材と複数の地域の関係者との連携事業を、官民一体となって企画・実証し、地域課題の更なる解決に取り組む。
 - 単独自治体で実施している高齢者福祉プログラムを、那須エリアの他自治体で実証することを通じた、広域展開の可能性検証
 - 地元農家と連携し、観光者・二地域居住志向者向けに農業就労・食事体験を提供することによる、外部人材の関係人口化検証

地域の関係者が**地域の未来像**を議論した上で、各関係者が**外部人材や地域資源を活用**しつつ連携を深め、**地域生活圏の形成**を目指す。

3. 地域生活圏の考え方について

地域生活圏の事例：びわ湖南部地域（滋賀県）

人口：2市合計14万人（守山市8.6万人、湖南市5.4万人）【R7.1.1時点】

面積：2市合計126km²（守山市56km²、湖南市70km²）【R8.1.1時点】

現状・課題

- 市境を越えた通勤・通学・通院・買物などの生活行動が日常化している一方で、行政サービスは市単位で提供されており生活実態との乖離が生じている。
- 子育て・医療・交通・買い物等に関する課題は共通点も多くある一方で、現れ方や必要とされる支援は地域により異なる。



取組

- 民間主導で、「**一般社団法人co. shiga**」を設立（2024年）。
 - ・地元企業含む民間企業6社、学校法人2社及び守山市が参画（2025年時点）。
- 対話・ワークショップ等を繰り返し、自治体、関連諸団体との連携・協力を通じて未来のあるべき社会像を共創。

R7地域生活圏形成リーディング事業での取組内容

- 行政区域を越えた生活実態と課題を把握し、デジタルを活用した官民協働による課題解決モデルの検証を行う。
 - 地域生活圏における暮らしの実態・課題を調査・分析し、デジタル基盤上で生活行動と課題・ニーズを可視化
 - 対象自治体の特性を整理し、デジタル技術やシェアリング、人材活用等により解決可能な課題を特定
 - 課題に対するソリューションの仮説を構築し、小規模実証で有効性を検証（コミュニティを巻き込んだ空き家課題解決）



co. shiga.fesでのワークショップの様子



空き家課題解決の小規模実証の様子(100円市)

市民・行政・企業が対等な立場で**地域の未来像**を共創し、**地域経営主体のハブ機能**を活用しながら**地域生活圏の形成**を目指す。

3. 地域生活圏の考え方について

民間の地域経営主体に対する認定制度要綱（R8. 7～施行予定）

必要性・目的

- ✓ 民間の地域経営主体の存在・取組について、自治体・事業者・住民らの理解を得ることに苦心するケースあり
➡ 一定の地域経営主体を国が認定することで、地域社会の信頼・信用につながり、同主体が活動しやすくする
- ✓ 地域生活圏の形成に向けて、交通・買い物・医療・教育等、地域経営主体が関与する分野は多種多様であり、取組推進に際しての課題・疑問等を誰に相談していいのかわからない
➡ 中長期にわたり取り組む意思・プランを有する地域経営主体に対して、国がワンストップで関連支援策の紹介や助言等の支援を行い、生活サービスの維持・地域課題の解決に計画的・具体的にに取り組む主体を後押し

施策の概要

民間の地域経営主体に対する認定制度要綱

<制度の詳細>

- 中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を、国土政策局長が認定
- 認定を受けようとする民間法人は、地域生活圏を形成する対象地域、申請者が果たす役割、実施する取組の内容等を記載した必要書類を作成し、申請。
- 国土政策局長は、以下のような基準を基に審査を行い、有識者に意見を聴取した上で、認定を行う。
 - ・ 申請者が地域全体のマネジメント役、地域のプレイヤー間の連携をコーディネートする役割を担う者であるか
 - ・ 地域の生活サービスの維持を目的としており、活動の内容が住民に恩恵・効果を行き届く内容であるか
 - ・ 認定有効期間（3年を想定。更新可）を超えて中長期に取り組む具体的プランがあるか
 - ・ 申請書類に記載された事項を実施するために必要な組織・人員、資金計画を有しているか

<効果>

- 国が認めた民間の地域経営主体であることのお墨付の付与
- 認定主体に対し、国交省国土政策局がワンストップで、関連支援策の紹介や助言等の支援を実施

4. 本検討会の進め方について

本検討会の前提となる課題認識：地域経営主体が抱える課題

令和7年度 国土審議会推進部会 地域生活圏専門委員会における言及（一部）

■ 事業計画の策定や資金調達の壁：

- ・ 地域課題が複雑化しており、解決のための事業モデル策定が困難であり、資金調達の難易度も高い。

■ 縦割りの行政組織との摩擦：

- ・ 分野横断的に課題に対処しようとする、行政機関の縦割りが事業上の障壁になりうる。
- ・ 既存の行政制度では補いきれない事業に挑戦する場合、既存の補助金や支援制度の対象になりにくい。

■ 事業展開に必要な人材の確保の難しさ：

- ・ 事業展開に必要な人材を確保することが、人口減少下の地方では難易度が高い。
- ・ 地域課題の難易度が高く、事業の持続・発展には、高度な課題解決能力をもつ人材が必要だが、収益の上がりにくい現場において、そのような人材の確保は難しい。

■ 地域内での取組への合意形成の困難さ：

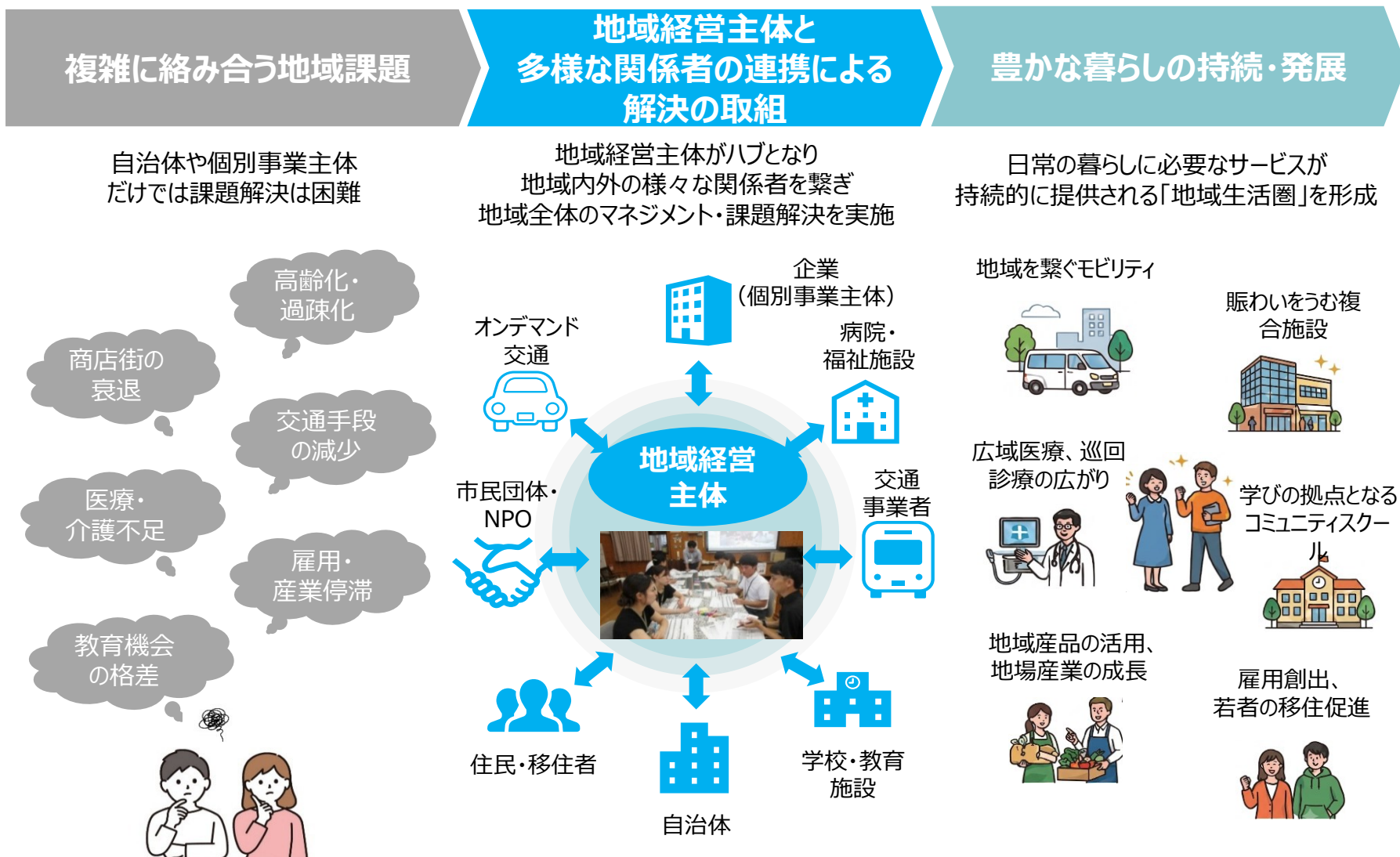
- ・ 各自治会や住民の間にある温度差、組織の形骸化を打破し、合意形成を行うのが困難。
- ・ 課題解決のための仕組みを提供するには、地域の人々の理解を得ながら進める必要がある。

認定地域経営主体の活動を促進するための施策・取組が必要

4. 本検討会の進め方について

地域経営主体による取組の特徴

- 地域経営主体は、個別の地域課題にアプローチするのではなく、複合的に絡む地域課題に対し、関係者と連携しながら総合的に解決する取組を行っている。



4. 本検討会の進め方について

地域経営主体が持つ社会的インパクトの可視化を通じて目指す状態

- 地域経営主体による課題解決・取組発展のためには、周囲の関係者の事業への理解・参画の促進、資金や人材の呼び込みに繋がるように、取組の意義を可視化することが重要。

地域経営主体がおかれた現状

複合的に絡み合う地域課題の解決に地域経営主体が果たす役割は大きいが…

- ✓連携を促進するといった取組はそれ自体が直接課題解決の取組に直結しないケースもあるため、取組内容がわかりづらい
- ✓複雑な地域課題を解決し、地域の変化が実感がされるまでに時間を要する
- ✓収益性の確保が難しい領域のため取組を維持・拡大しづらい



地域経営主体が目指すべき状態

地域経営主体の取組が持つ社会的インパクトを可視化することにより…

- ✓地域経営主体の取組意義や目指す状態を、関係者に説明しやすくなる
- ✓取組の意義が説明できることにより、関係者の協力や賛同を引き出しやすくなる
- ✓資金や人材の呼び込みにもつながったり、新たな関係者との連携により、取組範囲を拡大し、より地域の課題解決が進む

4. 本検討会の進め方について

本検討会の目指すところと全体構造

本検討会では、地域経営主体向けの社会インパクト可視化に関するガイドンス作成を行い、地域経営主体がさらに活躍するための環境整備を行う。

※本事業の対象は認定制度要綱に基づき認定される地域経営主体（以下「地域経営主体」という）を想定。

本検討会（有識者会議）

- 地域経営主体の取組を社会的インパクトを用いて効果的に可視化する方法を調査・検討
- 地域生活圏形成に資する優れた取組に対する、社会的インパクト可視化及び活用への実装支援
- 実証事業の中で把握した社会的インパクト創出に係る地域経営主体の役割・取組を整理



- 地域経営主体の今後の活動の促進を目的として、成果をガイドンスとして取りまとめ

ガイドンスを通じて地域経営主体の取組について関係者へわかりやすく説明することで、地域経営主体が事業継続に必要な資源を呼び込むことの一助とする。

4. 本検討会の進め方について

本検討会で作成するガイダンスのイメージ

目的

- 地域生活圏における地域経営主体の取組に係る資金や人材の調達等を柔軟にするために、**地域経営主体の取組に関する社会的インパクトを可視化するための具体手法と考え方を整理**する。

想定読者

- 地域経営主体**：
地域生活圏の形成に向けて、地域経営を行っている又は行おうとしている企業・団体等
- 地域経営主体と連携する関係主体**：
地域経営主体の取組に関する価値を認識してもらいたいステークホルダー
例：資金・人材の調達先となる金融機関や企業、取組に参画する自治体や住民 等

実現したい 変化

- 資源獲得の支援：ステークホルダーを説得することができる環境整備
- 関係者の理解促進：地域経営主体の取組の価値が支援者・関係者に訴求できる環境整備

内容 (たたき台)

- 1. 本ガイダンスの背景・目的、インパクト可視化手法の定義**
- 2. 社会的インパクト可視化の実務**：
 - 社会的インパクト創出に係る地域経営主体の役割・取組整理
 - 社会的インパクト可視化手法の実践に向けた要件整理
 - 社会的インパクト可視化を通じた課題解決・資源呼び込み実現のポイント整理
 - 実証事例の紹介

4. 本検討会の進め方について

本検討会における討議事項とスケジュール案

- 地域経営主体が持つ社会的インパクトの可視化に係る支援体制の構築に向け、可視化のあり方・考え方を整理する。

	主な討議事項（案）	実証事業	ガイダンス作成
第1回 7月21日	- 地域経営主体が生み出すインパクトとは何か。 - 地域経営主体の社会的インパクト可視化を通じて達成すべき状態は何か。 - 地域経営主体が生み出すインパクトを、どう測れば良いか（どのような方針で整理・可視化すべきか）。	公募～採択	大枠の記載方針の整理
第2回 第3回 9月～12月 に 2回実施	- 実証事業の内容をどのように類型化・整理するか - 地域経営主体を支援・連携する側（金融機関や大企業等）の目線から、ガイダンスで何を示すべきかなど - 上記を踏まえ、ガイダンスはどうあるべきか	実証事業実施	ガイダンス素案作成
第4回 1月～2月	- 実証事業の総括 - ガイダンスの記載内容の最終チェック - 今後継続的に検討すべき事項は何か	-	ガイダンス完成

4. 本検討会の進め方について

政府による社会的インパクト可視化に関する取組状況(一部)と本事業の位置付け

- 本検討会の特徴は、分野を問わない様々な関係者間の連携を促進しながら地域課題を総合的に解決しようと試みる地域経営主体の取組について、インパクトを定性・定量的に可視化することを目指す。

	国土交通省 (国土政策局)	国土交通省 (不動産・建設経済局)	中小企業庁	農林水産省	金融庁・経済産業省
事業名	地域生活圏における社会的インパクトの可視化に関する検討会	社会的インパクト不動産の普及促進	地域課題解決事業の推進	官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援	インパクトコンソーシアム
支援対象 事業・領域	・地域経営主体	・社会課題解決に貢献する不動産（「社会的インパクト不動産」）	・地域に根ざし、経済性・社会性を両立する「ローカル・ゼブラ企業」等	・農山漁村での課題解決活動の実施主体	・官民連携プラットフォーム
事業概要	・地域経営主体が行う関係者連携による課題解決によるインパクト可視化実装支援 ・可視化手法を整理したガイドンス策定	・不動産が貢献できる社会課題領域と具体的な取組を体系的に整理・類型化	・地域経済における資金循環促進に向けた環境整備 ・地域エコシステムを創出するための「仕組み」や「手法」の普及	・インパクトの可視化・測定手法をまとめたガイドンスを策定 ・インパクトを国が証明する制度の創設と指標例の提示 ・農山漁村とソリューションのマッチング支援	・多様なステークホルダー間における議論の活性化を図り、市場関係者における様々な創意工夫や取組に繋げる
事業目的	・地域経営主体の取組への関係者の理解促進 ・地域経営主体による資金・人材等の獲得支援 ・地域経営主体の支援者が資金・人材等を提供しやすくなる環境整備	・不動産分野における社会課題の解決に貢献する取組の促進 ・社会的インパクト不動産への投資を促す環境整備	・ローカル・ゼブラ企業を育成する地域エコシステムの普及・定着	・農山漁村への資金・人材の還流 ・地域課題解決に向けたソリューションの実装	・インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組を支援 ・インパクトの創出を図る投融资を有力な手法・市場として確立
主な 訴求対象	・自治体、地域金融機関、民間企業、住民等の地域内外の関係者	・不動産事業者、投資家、金融機関等	・ローカル・ゼブラ企業、中核企業、大企業、金融機関、投資家等	・地域内外の企業や金融機関、自治体等	・企業、金融機関・投資家、自治体、支援機関等の関係者
インパクト の示し方	・実証事業を踏まえた事例の提示 ・事業への理解・参画、資金・人材の呼び込み両方を目指した定性・定量指標の提示	・社会的インパクトの設定・評価・開示の進め方の整理 ・社会的インパクト創出に至るロジックモデル例の提示	・ローカル・ゼブラ企業がもたらす面的・中長期的なインパクトを定量・定性的に評価し、地域への資金循環を促すガイドンスを金融庁とともに策定	・ロジックモデルの作成等を含めた、インパクトの測定・管理（IMM）プロセスの構築 ・具体事例の提示 ・国による証明書の発行	・投資時に活用できる指標・データの整備 ・インパクト可視化・測定に関する共通理解の形成 等

5. 実証事業採択予定事業者について

実証プログラムの概要

概要	地域生活圏における課題解決に係る取組を行う地域経営主体に対する、当該取組の社会的インパクトを可視化するための実証事業
対象	地域生活圏における課題解決に係る取組：～10件程度 → 公募の結果、8件の予定
主な 応募要件	① 地域生活圏における課題解決に係る取組を展開していること ② 自治体等との共創に関する実績や関心があること ③ 事業期間を通じて課題解決に取り組む体制を整備できること ④ 法人格を有すること ⑤ 重大な法令違反や公序良俗に反する行為がないこと
選定方法 の特徴	選考は、以下の評価項目を総合的に勘案して行う ① 取り組む課題とその要因 ② ステークホルダーとそれぞれの立場からみた課題・要因の関係 ③ 課題解決に向けた取組 ④ 創出したいインパクトと目指す姿 ⑤ 事業モデルと連携体制 ⑥ インパクト創出・拡大に向けた課題 ⇒ 現時点で各項目を高水準に満たすような良質な取組に加え、将来的に課題解決に資することが期待される取組、実現可能性や実績に関わらず課題設定や課題構造の理解が高い取組等も採択予定

5. 実証事業採択予定事業者について

実証プログラムのスケジュール

項目	日程	内容
公募	令和8年6月22日 ～ 7月10日18時	- 本事業に関する公募開始 - pptx応募書類（＋必要に応じて補足資料）を提出
公募結果通知	令和8年7月下旬	本事業応募者への公募結果通知
事業実施	令和8年8月	本事業のキックオフ （実証開始に向けた論点整理）
	令和8年 8月～12月	採択団体との本事業の実施
ガイドンス作成	令和9年1月 ～ 令和9年3月	本事業の成果を反映したガイドンスのとりまとめ

株式会社博報堂 地域共創プラットフォーム事業推進局局長
畠山 洋平

インパクトサークル代表取締役社長CEO / 静岡大学客員教授
高橋 智志

7. 本日の討議事項

1. 地域経営主体が生み出すインパクトとは何か。
2. 地域経営主体の社会的インパクト可視化を通じて達成すべき状態は何か。
3. 地域経営主体が生み出すインパクトを、どう測れば良いか（どのような方針で整理・可視化すべきか）。

その他（コメントがありましたら、お願いいたします。）

進行：公益財団法人社会変革推進財団（SIIF）常務理事
工藤七子（座長）

国土交通省 国土政策局 総合計画課長
宮沢 正知